

# 留守家庭児童(放課後児童クラブ)の登録・利用について

市教育委員会では、児童館等に設置している「放課後児童クラブ」で留守家庭児童の受け入れを行う事業を実施しております。令和3年度の登録手続き等については、次のとおり行います。※他の放課後児童クラブとの重複登録は出来ません。(民間クラブ含む。)

## I. 対象児童

○原則、小学校に在学する1～6年生までの児童で、次のいずれかに該当する児童

・保護者が労働その他の事業により、昼間不在である家庭の児童

〔 午後の時間帯に4時間以上、各週4日以上労働することを基本とする。 〕  
〔 (例) 12:00～16:00、13:00～17:00、14:00～18:00 等 〕

・保護者が疾病又は看護のため、家庭での適切な保護が受けられない児童

・保護者が妊娠中又は出産後間がないため家庭での適切な保護が受けられない児童

ただし、次のいずれかに該当する者は、児童クラブの対象としない

・学校保健安全法第19条の規定(感染症の疑い等)により出席停止中の児童

・心身が虚弱で保育に耐えられないと認める児童

※その他、児童の安全を考慮し、特別な配慮が必要なお子さんについては、登録に際してご相談させていただく場合があります。

II. 保育料 … 無料(延長保育【18時～19時】の利用の場合を除く。)

## III. 登録手続き

※利用は登録制で、毎年度、手続きが必要です。(必要書類の様式等は各クラブで配布)

### 1 新規登録児童(新入学など)の場合

① 対象要件の確認 → ② 仮登録書類の作成提出 → ③ 正規【登録手続き】(下記参照)へ

※ 正規の登録手続きは、4月の始業日以降からの受付となり、登録決定までにかかなりの時間を要します。新規登録児童(新入学児童等)の場合、4月1日からの受入れを要する場合もあるため、要件に該当すると思われるときは、仮登録手続きを行っていただくことで、4月1日以降で暫定的に受入れを行ないます。ただし、その後、正規の登録手続きがなされない場合、利用停止とさせていただくこととなりますのでご留意願います。

### 2 再登録(前年度対象)児童の場合

※ 4月1日～再登録手続き終了までの間は、暫定的に受入れを継続しますが、再登録手続きがなされない場合や要件を満たさなくなった場合、利用停止とさせていただくこととなりますのでご留意願います。

### 【登録手続き】

① 対象要件の再確認 → ② 必要書類の作成 → ③ 確認(証明)印の取得 → ④ 放課後児童クラブへ提出 → ⑤ 登録許可(不許可)の決定

(1) 「放課後児童クラブ登録申込書」様式第1号 … ※ 必須

・保護者記入後、4月の始業日以降に学校へ提出。 学校長の意見・確認印を取得。

(2) 「勤務証明書」様式第2号 … ※ 要件事項該当者のみ

・保護者は住所・氏名・押印・児童名を記入後、就労先事業所へ提出。

・事業所で勤務状態等について記載、証明(代表者)印を取得。

(3) 「申立書」(任意様式でも可) … ※ 特別の事情がある場合のみ

※ 特別の事情がある場合や要件該当の可否について判断が難しい場合などに放課後児童クラブから提出を求める場合があります。

(4) その他 ※ 登録を希望されている児童が、障がいについての手帳、診断書等をお持ちの場合、その「写し」の添付をお願いいたします。

#### IV. 申込みの受付【各登録希望放課後児童クラブにて 4月の始業日以降～受付開始】

日曜日、祝日等を除く、午後1時00分から午後6時まで（土曜日は各児童館にて、午前8時30分から午後6時まで）随時受け付けます。

#### V. 受入期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日までの指定期間

※ただし、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）等を除く

#### VI. 放課後児童クラブの利用

##### 1 平日

※放課後（授業終了後）、直接、放課後児童クラブへ

利用時間 下校時～午後6時00分（お迎えが必要）

##### 2 土曜日

※昼食を持参し、午前8時30分から放課後児童クラブへ

※土曜日は預かり場所が変更になる場合があります。

利用時間 午前8時30分～午後6時00分（送迎が必要）

（午前9時から午前10時30分までは自主学習時間）

##### 3 春・夏・冬休みなどの学校長期休業日

利用時間 午前8時30分～午後6時00分（※他は土曜日と同じ内容）

##### 4 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※放課後児童クラブは 休み

※ 放課後児童クラブの活動時間中に、習い事や塾等へ行かれる場合は、保護者による送迎が必要となります。

※ 土曜日又は学校長期休業日において、午前8時30分からの利用では、職場の就業時間に間に合わない場合は、各放課後児童クラブへご相談ください。

#### VII. 延長保育

保護者の就労等の事情により、午後6時以降も適切に保育できない場合、延長保育を利用することができます（月額2,500円かかります）。詳細は各クラブにある「延長保育の利用について」を参照願います。

#### VIII. 学校が次のような場合

##### 1 研究会、学校行事等で授業を繰り上げた場合

・直接、放課後児童クラブへ

##### 2 研究会、学校行事等で臨時休校した場合

・昼食を持参し、午前8時30分から放課後児童クラブへ

（午前9時から午前10時30分までは自主学習時間）

##### 3 新型コロナウイルス・インフルエンザ等で臨時休校した場合

・学級、学年閉鎖の場合 ⇒ 該当学級、学年の児童は自宅待機

・学校閉鎖の場合 ⇒ 児童全員自宅待機

##### 4 吹雪等、悪天候で一斉下校、または休校した場合

・児童の安全のため、原則、自宅待機とします。（ただし、保護者による送迎と職員を受け入れ体制が整っていることを条件として受入れる場合あり）

#### IX. 欠席・早退する場合

※ 児童の安全確認のためにも事前に、必ず保護者の方からご連絡ください。

#### X. 登録要件を満たさなくなった場合、退会、登録解除について

登録要件を満たさなくなった場合等は、速やかに登録した放課後児童クラブまで登録解除届（各クラブにあります。）を提出してください。

なお、正当な理由なく児童クラブを1か月以上欠席するような場合、登録を解除させていただきます場合がありますので、ご注意ください。

#### VI. その他

ご不明な点、お困りの事があれば、各クラブまたは下記までお問い合わせください。

〒068-0024 岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢4階  
岩見沢市教育委員会事務局 教育部 子ども課 子育て支援係 TEL0126-35-5133